

次期広域計画骨子案

本 部 事 務 局
平成 25 年 6 月 29 日

※下線は現計画からの新規追加又は修正項目

第 1 策定の趣旨

＜設立 3 か年の総括及び今後の取組方針＞

←次期広域計画策定の考え方を以下に追加

1 広域事務

広域防災をはじめとする 7 つの広域事務については、平成 24 年 3 月に各分野別の広域事務計画を策定し、現在、この計画に基づき、取組を本格化。

本計画においては、これまでの取組を検証しつつ、「文化振興」や「農林水産振興」といった新たな取組についても盛り込み、広域事務分野ごとの取組を着実に推進。

2 国出先機関対策

関西広域連合の設立のねらいの一つである国出先機関の移管については、政権交代により不透明となっているが、地方分権改革を推進するためにも、政府における地方分権改革推進本部、地方分権改革有識者会議、道州制などの検討を睨みながら、引き続き先導的なモデル事業としての国出先機関の移管などを進めるべきであり、地方分権を政府に強く主張。

本計画においては、「国の事務権限の移譲」という大きな項目を設け、政府与党が主張する道州制においても国出先機関の地方移管は当然に前提となるものであり、関西広域連合が先行的に受け皿となるよう求めていくとともに、併せて次期近畿圏広域地方計画の策定権限の広域連合への移譲などを新たに盛り込み、取組を強化。

3 広域課題への積極的な対応

関西全体の政策の企画調整や連絡調整という事務は、関西広域連合が関西全体として取り組むべき事務を主体的に担う特別地方公共団体として発足していることから、北陸新幹線のルート提案に係る関西広域連合としての方針決定や大飯原発の再稼働に対する意見表明の調整などに取り組んだ。関西全体の利害調整を図るため、関西広域連合は今後も、関西全体の政策の企画調整や連絡調整事務に積極的に対応。

本計画においては、広域インフラのように、一定の組織的な整備が整うほど成熟したもの、首都機能バックアップのように官民協働による検討が進められ、本計画期間内においても、積極的な取組を図る必要があるものは、企画調整事務の主なものとして明示し、本計画を通して、広く住民等への周知を図り、その説明責任を果たすとともに、積極的に取組を推進。

第2 広域計画の期間及び改定

広域計画期間は、平成26年度から平成28年度の概ね3年間（期間満了年度に見直し）

第3 広域計画の区域

広域計画の区域は、構成団体の区域とするが、鳥取県及び構成指定都市にあっては、実施する分野を限って参加している事務があるため、これらの事務のみを対象区域とする。

第4 広域連合が目指すべき関西の将来像

＜基本方向＞

←項目を追加

- アジアのハブ機能を担う新首都・関西
- 個性や強みを活かし地域全体が発展する関西

＜将来像＞

- 1 世界に開かれた経済拠点をもつ関西
- 2 地球環境への対応、持続可能な社会を実現する関西
- 3 国内外にわたる観光・文化の交流拠点関西 ←国内外にわたる観光・交流の関西（現計画）
- 4 危機に強く、防災・減災のモデルとなる関西
- 5 医療における安全・安心ネットワークが確立された関西
- 6 人やモノの交流、アジアのハブ機能を有する関西

第5 実施事務の対応方針及び概要

1 広域防災

平成25年度までに関西広域防災・減災プランの各分野編の策定が完結する。平成26～28年度の次期広域計画については、平成25年5月の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ最終報告及び今年度に策定される国大綱、応急対策活動の具体計画を踏まえ、南海トラフ巨大地震への広域対応を中心として、以下の事項に取り組む。

＜重点方針＞

←項目を追加(以下同様)

(1) 大規模広域災害を想定した広域対応の推進

- ・ 南海トラフ巨大地震に対する構成団体の被害想定及び対策を検証し、救援・救護、物資の供給、広域避難等、広域調整が必要な具体的な対策についてシナリオ化
- ・ 原子力災害に対する被ばく医療及び放射線モニタリングの体制構築を図るとともに、平成25年度に策定する原子力災害広域避難計画の実効性確保のため広域避難訓練を実施

(2) 関西の広域防災拠点のネットワーク化の推進

南海トラフ巨大地震等に対する広域応援・受援体制の整備のため、関西の広域防災拠点のネットワーク化による広域的・基幹的な物資の備蓄・集積・配送基盤を構築

(3) 防災・減災事業の推進

- ・ 経済団体等と連携し、企業防災や帰宅困難者対策等の課題について協議の場を設定して、企業の主体的な取組を促進
- ・ 関西広域応援訓練を長期的訓練計画に基づいて継続実施し、新型インフルエンザ等の危機事象に対応した新たな訓練を実施
- ・ 総合的・体系的な研修実施により防災担当職員等の災害対応能力を向上

5 広域環境保全

〈重点方針〉

(1) 「関西広域環境保全計画」の推進

- ・ 「関西広域環境保全計画」の推進と次期計画の策定

(2) 低炭素社会づくりの推進

- ・ 環境と経済の両立、くらしや産業活動の低炭素化・省エネルギー化の推進
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進

(3) 自然共生型社会づくりの推進

- ・ 広域的な鳥獣保護管理等の推進
- ・ 生物多様性に関する情報の共有と流域全体での取組による生態系サービスの維持・向上

(4) 実践により自ら発信する環境人材育成の推進

- ・ 年少期の気づきや感動を大切に環境学習の推進
- ・ 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を進めるライフスタイルへの転換
- ・ 地域特性を活かした交流型環境学習の推進
- ・ 関西の環境まちづくり事例の発信・交流

6 資格試験・免許等

〈重点方針〉

(1) 資格試験・免許等事務の着実な実施

- ・ 調理師、製菓衛生師及び准看護師の資格試験・免許事務の着実な実施

(2) 処理する資格試験・免許等事務の拡充の検討

7 広域職員研修

〈重点方針〉

(1) 幅広い視野を有する職員の養成及び業務執行能力の向上

- ・ 関西における共通の政策課題等をテーマとした政策立案研修
- ・ 各団体が主催する特色ある研修に他団体職員が受講できる機会を設ける取組（団体連携型研修）

(2) 構成団体間の相互理解及び人的ネットワークの形成

- ・ 政策形成能力研修における合宿
- ・ 団体連携型研修におけるグループワーク

(3) 研修の効率化

- ・ 研修の合同実施により事業の効率化を図る取組の検討、実現化
- ・ インターネットを活用し、複数の会場で構成団体の職員が一斉受講できる取組

2 国の事務権限の移譲

←国の出先機関からの事務移譲（現計画の記載）

政府における道州制の検討が進まない限り、地方分権改革も進まないこととならないよう、地方分権を政府に対して強く主張する。

- (1) 政府与党が主張する道州制においても、国出先機関の地方移管は当然に前提となるものであり、関西広域連合が先行的に受け皿となるよう求めていく。
- (2) 国の事務・権限について、地方に委ねられるべきものの移譲を積極的に求めていく。
 - ① 国土形成計画法を改正し、次期近畿圏広域地方計画の策定権限を広域連合へ移譲
 - ② 社会資本整備重点計画に基づいて、各地方ブロックの整備局が策定している地方ブロックの社会資本の重点整備方針の策定事務の移譲 等

3 広域連合のあり方

←項目の追加し、以下の内容を新たに記載

(1) 住民に対する情報発信

- ・ 域内住民に対し成果を示し、メリットを実感してもらえる「見える化」検討

(2) 構成団体内市町村との連携

- ・ 構成団体内市町村との意見交換の定例開催

(3) 官民連携による推進

- ・ 官民連携で取り組んだ方が望ましい取組は、「官民連携組織」を設置し、検討〔例示〕

関西ブランドを情報発信するためのブランドセンター機能等

(4) 広域連合の将来像

- ・ 国の事務権限が大幅に移譲された際のガバナンス強化
- ・ 道州制を含めた将来の関西における広域行政システムのあり方について、自ら評価・検討
- ・ 奈良県、福井県、三重県に広域連合への加入を促進

第7 計画の推進

←項目の追加し、以下の内容を新たに記載

1 広域計画に掲げた政策の推進

- (1) 広域計画と分野別計画の一体的推進と必要に応じた見直し等
- (2) 広域計画の改定年度ごとに、必要に応じて連合委員の事務分担の見直し等

2 広域計画に掲げた政策の点検

- (1) 行政評価制度による政策目標・指標のPDCAサイクル実施
- (2) 外部の機関と共同による点検委員会（仮称）設置の検討